

特記仕様書

工事名 平成30年度 公共・特環マンホールポンプ場 水位計修繕
工事箇所 佐久市 岩村田 外

第1条 目的

本修繕は、下記の4箇所のマンホールポンプ場に設置してある水位計が経年劣化により機能が停止したため、対象機器の交換を行いその機能を回復することを目的とする。

- ・鼻顔マンホールポンプ場(安原)
- ・古城マンホールポンプ場(岩村田)
- ・根々井橋向マンホールポンプ場(根々井)
- ・小平4号マンホールポンプ場(協和)

第2条 修繕内容

1 既設検出器及び変換器の撤去

【既設機器】

- ・鼻顔マンホールポンプ場
検出器 ML-122 川鉄アドバンテック(株)
変換器 MC-122 川鉄アドバンテック(株)
- ・古城マンホールポンプ場
検出器 MWLS-6 (株)鶴見製作所製
変換器 MWLA-4 (株)鶴見製作所製
- ・根々井橋向マンホールポンプ場
検出器 WLS-2 (株)鶴見製作所製
変換器 WLA-1 (株)鶴見製作所製
- ・小平4号マンホールポンプ場
検出器 MWLS-6 (株)鶴見製作所製
変換器 MWLA-4 (株)鶴見製作所製

2 新設水位検出器及び変換器の設置

【新設機器】

検出器 JFEアドバンテック(株)製 MC-122

吊下げチェーン5m付属

ケーブル長 20m及び30m

台数 ケーブル長20mを3台(古城、根々井橋向、小平4号)
ケーブル長30mを1台(鼻顔)

変換機 JFEアドバンテック(株)製 MC-123

台数 4台

3 試運転及び調整

4 発生材の適正な処分

処分方法について、施工計画書に明記し、承認を得ること。

5 その他必要な業務

作業に伴う通行制限等に関する周知、各種届出、しゅん工書類作成、写真管理等

第3条 注意事項

1 本修繕の施工にあたっては、下記の規格規則等に準拠すること。

- (1) 日本工業規格(JIS)
- (2) 日本電機工業会標準規格(JEM)
- (3) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (4) その他関連の法規

2 作業に関しては、施工計画書を提出のうえ施工すること。

3 施工に際して、本ポンプ場の運転管理業者(水ingAM(株)佐久管理事務所TEL0267-63-1645)と必ず工程協議すること。また、現場作業時は発注者もしくは施設の運転管理業者立会のもとで実施すること。

4 施行に際しては充分安全に配慮すること。特に、酸欠、硫化水素対策には万全を期すこと。

5 交換部品は新品未使用品であること。

6 修繕完了時には、運転管理業者立会いのもと試運転を行うこと。

7 本設計積算における機器費については、3社見積により以下のとおり単価決定している。

対象機器	製造者	ケーブル長	単価(円)
水位計検知器(ML-122) 水位計変換器(MC-123)	JFEアドバンテック(株)	20m	500,000
		30m	512,000

第4条 その他

1 設計図書に特に明示してない事項であっても、工事の遂行上、当然必要なものは、請負者の負担において処理しなければならない。

2 その他特に定めのない事項または質疑が生じた事項については、監督員と十分協議のうえ決定すること。